

令和4年8月

定例総会（拡大委員総会）
議 事 録

松本市農業委員会

1 日 時 令和4年8月31日（水）午前9時31分から午後0時10分

2 場 所 安曇基幹集落センター会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 25人

1番	小林 康基	2番	中條 幸雄
3番	柳澤 一向	4番	武井 茂善
5番	中川 敦	6番	久保 節夫
7番	太田 辰男	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	10番	矢嶋 壽司
11番	窪田 英明	12番	塩原 秀俊
13番	田中 悦郎	14番	細江 弘光
15番	塩原 俊昭	16番	河野 徹
17番	濱 博	18番	齋藤 勝幸
19番	橋本 実嗣	20番	倉科 孝明
21番	塩原 至	23番	二村 喜子
24番	上條信太郎	25番	林 昌美
26番	瀧澤 和子		

(2) 推進委員 7人

推3番	大澤 好市	推5番	松田 和久
推8番	松下 秀一	推10番	中平 茂
推16番	齋藤 知彦	推17番	中澤 一海
推18番	奈良澤 治		

4 欠席委員

(1) 農業委員 1人 22番 三村 晴夫

(2) 推進委員 11人

推1番	西村 博	推2番	中野 千尋
推4番	梶原 知子	推6番	赤羽 武史
推7番	平林 哲	推9番	田中 武彦
推11番	田中 孝人	推12番	堀内 俊男
推13番	北野 喜八	推14番	山崎 和男
推15番	長崎 作夫		

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第96号～第99号）
- イ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第100号）
- ウ 農地法施行規則第95条の該当の有無に関する意見の件……………（議案第101号）
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第102号）

- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……（議案第103号～第108号）
- カ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件
……………（案第109号～第112号）
- キ 農地法施行規則第17条第2項の規定による別段面積設定の件
……………（議案第113号）

(2) 報告事項

- ア 非農地証明の交付状況の件
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- エ 農地法第4条の規定による届出の件
- オ 農地法第5条の規定による届出の件

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 議 案

令和4年度最適化活動の目的の設定等……………（議案第114号）

(2) 協議事項

- ア 令和4年度松本市農業施策に関する意見書（骨子案）について
- イ 令和4年度全国農業新聞の普及推進について

(1) 報告事項

主要会務報告並びに当面の予定について

7	出席職員	農業委員会事務局	局 長	青木 美伸
		//	局長補佐	板花 賢治
		//	局長補佐	川村 昌寛
		//	主 任	藤井 勇太
		//	主 事	保科 黄
		//	事 務 員	田中 瑞恵
	農 政 課		主 査	赤羽 浩行
		//	主 事	寺沢真由紀

8 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

9 会長あいさつ 田中会長

10 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

11 議事録署名委員の指名及び書記の任命

- 〔議事録署名委員〕 1番 小林 康基 委員
- 2番 中條 幸雄 委員
- 〔書記〕 板花局長補佐、川村局長補佐

12 会議の概要

議 長

まず初めに、次第にはありませんが、先月の総会で令和4年度第1回松本農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更についてを協議して、我々の意見を集約いたしました。しばらくして農政課から資料が間違っていたということで、少なからず訂正資料が送られてきたものです。

この件につきまして、しっかりと説明していただいたほうが今後のためにもよいと考えましたので、本日農政課の担当の赤羽主査からこの辺についての説明をしていただきたいと思いますので、お願いいたします。

赤羽主査。

赤羽（農政課）主査 委員の皆さん、おはようございます。農政課の赤羽と申します。

皆様お忙しい中、農業委員会の冒頭のお時間にお話をさせていたく機会をつくっていただきまして、ありがとうございます。

先日の農業委員会でお配りした令和4年度第1回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更についての資料の誤りにつきましては、皆様委員会で不要なご心配をおかけしまして、大変申し訳ございませんでした。

8月3日付で訂正の資料を委員の皆さんに送らせていただきました。転用事業計画者、土地所有者、変更申出地位置図、計6点につきまして誤りがございました。委員の皆様は、地区農振協議会でご覧いただいた資料とまた違った資料を委員会のときにご覧になって、そのときに大変びっくりされたと思います。大変申し訳ございません。

農地転用のお手続に関しては、地域の農業に大変ケースによっては大きな影響を与えることで、もちろん農家の皆さんも権利関係、土地の広さ、大きさ、非常に大事なことだと重々留意しながら行っているところでしたが、仕事の手続の中で、チェック不足によりまして今回の訂正となってしまいました。

今後は、このようなご心配をおかけしないように、気をつけてミスのないように努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

この場をお借りいたしましておわびさせていただきます。大変申し訳ありません。

議 長

この件につきまして何かありましたらお願いいたします。

じゃ、二村さん。

二村農業委員

当日、私、すぐ分かったので、訂正をお願いしたんですけれども、その後、このあと2件も送られてきて、今までずっとあったんですけれども、こういうこと一度もなかったと思うんですよね。

私、くどくど言うのは本当申し訳ないとは思ってますけれども、これは、例えば私がこの間指摘したものは、本当はかなり農業委員会でも時間をかけてお話ししていただいて、また松本市のところでも本当に時間をかけて訂正して直したものが、あのように間違っちゃったというのは、ちょっとあり得ないというか、本当に駄目というか、そういうことだと思うんです。

よ。

それで、その後も2つもあるというのは、どういうふうにはチェックされたか、ちょっとそのところを、私、今、どうしても納得できないので、そのところを教えてくださいたいんですけども。

議長　　じゃ、赤羽さん、その辺のチェックの方法とこれからの決意をお願いします。

赤羽（農政課）主査　チェックにつきましては、私一人で行っている作業でした。私も何度も図を見たんですけども、申出地位置図と申出地1筆丸ごと書いてあるものがありまして、またご指摘のあった畜舎につきましては、大変申出地の筆と位置図が似通っておりまして、何度も見たのですが、北のほうに伸びていたというところで、大変驚かれたと思います。ただただ私のチェック不足によるものです。大変申し訳ありません。

議長　　じゃ、そういうチェック体制も今後改めて、またうちの青木局長のほうからも、それぞれの筋を通して、その辺も含めた中での対応をしてありますので、以降は覚悟を持ってお願いしたいと思います。
ほかにありますか。

[質問、意見なし]

議長　　じゃ、よろしいですかね。
ありがとうございました。

赤羽（農政課）主査　貴重なお時間、ありがとうございました。大変申し訳ございませんでした。

議長　　ご苦労さまでした。
じゃ、それでは次第に沿っていきます。
まず、農地に関する事項から議事を進めてまいります。
初めに、議案96号　農用地利用集積計画の決定の件について上程いたします。
別冊の総会資料をお手元にご準備ください。
それでは、議案に掲載されている新規就農者について、まず事務局から説明をお願いいたします。
田中事務員。

田中事務員　　農業委員会事務局の田中でございます。
それでは、早速今月の新規就農者についてご説明いたします。
別冊資料、表紙裏面をご覧ください。
今月の新規就農者は個人が1名、法人が1団体です。

まず、1番、〇〇〇〇さん、住所地は旧市の両島地区、農地所在地は島立地区、2筆、49.18アールを借入れ予定で、ご本人と配偶者の2名で就農されるということです。就農目的は出荷等を行う農業で、キュウリとその他野菜を栽培予定と伺っております。出荷先は松本ハイランド農協を予定されており、販売量は25トン、また販売額は700万円を見込んでいらっしゃいます。民間の法人、長野県認定の里親、その他研修機関で技術を習得され、8年ほど農業経験を積まれております。借り入れた農地への通勤距離は約1.5キロメートル、自動車ですら7分かかるとのことです。今後は経営規模の拡大を希望されております。議案1ページの5番に該当いたします。署名は旧市、小林農業委員と島立地区、濱農業委員にいただいております。

続きまして、2番、有限会社〇〇〇〇〇〇さん、法人所在地、農地所在地ともに里山辺地区、11筆、79.34アールを借入れ予定で、ご本人と配偶者の2名で就農されるということです。就農目的は出荷等を行う農業で、ブドウを栽培し、自社ワイナリーで果実酒を製造予定と伺っております。果実酒の出荷先は酒屋、ホテル、旅館を予定されており、販売量は6,200リットル、販売額は2,550万円を見込んでいらっしゃいます。現在、民間のワイナリーにて技術を習得中です。借り入れた農地への通勤距離は約500メートル、自動車ですら1分ほどとのこと。おおむね3年後の経営規模としては現状維持を希望されております。議案は4ページの1番、2番に該当いたします。署名は里山辺地区、中川農業委員と山辺地区、中野推進委員にいただいております。

今月の新規就農者の説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの新規就農者の説明に対しまして、地元の委員の方から補足説明をお願いします。

まず、濱委員。

濱農業委員

J A島立支所ほうで面談をいたしました。もう現実的に秋冬キュウリやるということで、ハウス建てて、キュウリ栽培で、もう収穫そろそろというところには来ています。残ったハウス以外のところは、この間私が行ってソバをまいてきて、キュウリとソバという作付けで今年はいくというみたいな感じ。話を聞きましたが、普通、中古ハウスの骨を持ってきて建てるのが新規就農者、島立では通例ですが、もう中古のハウスじゃなくて、新品のハウスで、かなり投資してハウスを造っちゃったということで、ちょっと夏場にビニールを張ったりして荒っぽいところもありましたけれども、そこは気をつけてやるようにということで話をした経過がありまして、非常に意欲ありますし、研修先も島立の中では有数なところでございますので、技術的にも、周りに幾つものキュウリやっているハウスございまして、何か問題点があれば、どこへでも聞きに行けるという状況でありますので、出荷も個別選果という共同出荷という形態の中ですので、これからが楽し

みな農家になってくれるなという感じです。
以上です。

議 長

ありがとうございました。
それでは、中川委員、お願いします。

中川農業委員

2番の〇〇〇〇〇〇ですが、これ、松本市北東部にあります美ヶ原温泉郷の中の旅館です。旅館の中では一流のほうに入るのではないかと、地域では旅館業としても名前が高いです。その〇〇〇〇〇〇、経営者が〇〇さんという方で、その奥さんの名前も出てこられましたが、本業の旅館業だけではなくて、ちょっと新事業を展開しようというようなことで、経済産業省の事業再構築補助金というのがあるんですけども、新分野の展開だとか、事業再編だとか、この辺に対する補助金なんですけど、これが採択になりました。採択になったら、本業の旅館業とその新事業で得る利益、これが1割以上ないといけないというような、補助金もらう以上、そういうのがあるようで、そのためには、この新事業のワイン造り、これを本気でやらなくちゃいけないというようなことで、本気度はすごくあるようです。ただ、まだワイン造りの実績がまだないんですよ。これは、先ほど紹介ありましたけれども、今、法人の下で一生懸命勉強中ということで、畑も近所でいろいろ借りることができまして、これからブドウ棚立てます。なので、まだブドウはありません。ないブドウを近所からここ数年のうちはブドウを買って、それで醸造施設も旅館のすぐそばに整備をして、これから何もかも始めようというようなところで、お話をしていますと、意欲はすごく感じました。長い目で地域で頑張れと、そういう存在であってほしいと思っております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、農政課から議案の説明をお願いいたします。
寺沢主事。

寺沢（農政課）主事 農政課、寺沢です。

着座にて失礼いたします。

今回特記事項はありませんので、議案の説明に入ります。

別冊資料1ページ目をご覧ください。

5－（1）－ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第96号になります。

合計欄のみ申し上げますので、8ページ目をご覧ください。

一般、筆数42筆、貸付け21人、借入れ15人、面積7万404平米。

経営移譲、筆数16筆、貸付け2人、借入れ2人、面積8,407平米。

所有権の移転、筆数2筆、貸付け1人、借入れ2人、面積1,179平米。

第18条2項6号関係、筆数11筆、貸付け2人、借入れ1人、面積7,

934 平米。

中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数50筆、貸付け33人、借入れ1人、面積7万9,421平米。

（一括方式機構配分関係）、筆数43筆、貸付け1人、借入れ17人、面積7万1,067平米。

合計、筆数164筆、貸付け60人、借入れ38人、面積23万8,412平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数62筆、面積10万8,078平米、集積率は76.40%です。

議案第96号は以上になります。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から質問、意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

以降、議案の採決においては、農業委員の皆様を対象に伺います。

議案第96号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

続きまして、議案第97号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件は委員に関係する案件になりますので、農業委員会法第31条の規定により、柳澤委員には退室をお願いいたします。

(柳澤農業委員 退席)

議長

それでは、農政課から説明をお願いいたします。

寺沢主事。

寺沢（農政課）主事 続きまして、9ページをご覧ください。

議案第97号です。

合計欄のみ申し上げます。

合計、筆数3筆、貸付け1人、借入れ1人、面積609平米。

認定農業者への集積率はゼロ%です。

議案第97号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第97号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の
挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
それでは、退室している柳澤委員の入室を許可いたします。

(柳澤農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第98号 農用地利用集積計画の決定の件について上程
いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、倉科委員には
退室をお願いいたします。

(倉科業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
寺沢主事。

寺沢（農政課）主事 議案第98号です。

合計欄のみ申し上げます。

合計、一般、筆数3筆、貸付け2人、借入れ1人、面積4,849平米。

中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数7筆、貸付け1人、借
入れ1人、面積8,354平米。

合計、筆数10筆、貸付け3人、借入れ1人、面積1万3,203平米。

認定農業者への集積率は100%です。

議案第98号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第98号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の

挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
退室している倉科委員の入室を許可いたします。

(倉科農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第99号 農用地利用集積計画の決定の件について上程
いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、橋本委員には
退室をお願いいたします。

(橋本業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
寺沢主事。

寺沢（農政課）主事 議案第99号です。
合計欄のみ申し上げます。
合計、筆数4筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,268平米。
認定農業者への集積率は100%です。
議案第99号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第99号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の
挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
退室している橋本委員の入室を許可いたします。

(橋本農業委員 入室)

議長 続きます、議案第100号 農用法第3条の規定による許可申請許可の件、1件について上程いたします。
事務局から説明をお願いいたします。
藤井主任。

藤井主任 農業委員会事務局の藤井です。
それでは、説明をさせていただきます。
総会資料の1ページをご覧ください。
農地法第3条の規定による許可申請について説明をさせていただきます。
議案番号100号は、農業経営規模拡大のため、笹賀にお住まいの〇〇〇〇さんが売買にて所有権を移転するものです。内容については議案書のとおりです。
こちらの案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。
以上、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、地元の農業委員のご意見を伺います。
矢嶋委員。

矢嶋農業委員 この場所は、笹賀の松本フラワーセンターの市道を挟んだ反対側と西側になるんですけれども、今までも〇〇さんが借りて耕作していたということですので、筆数は4筆ということで、この内容については、特に問題がないかと思えます。よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
全体を通しまして質問、意見等ありましたら、推進委員の皆様も含めましてお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、農地法第3条の規定による案件、1件について集約いたします。
農業委員の皆様には伺いますが、議案第100号について、原案どおり許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定いたします。
続きます、議案第101号、農地法施行規則第95条の該当の有無に関する意見の件、1件について上程いたします。
それでは、事務局から説明をお願いいたします。

保科主事。

保科主事

農業委員会事務局の保科です。

議案書2ページのほうをお願いします。

議案番号101号、国有農地の売払いについて、農地法施行規則第95条の該当の有無に関する意見というようなことで出ております。

国営農地の売払いについて、申請書類から審査した結果、該当者の〇〇〇〇さん、農地法第3条第2項各号について、第5号以外の第1号から第7号については該当せず、第95条の第1項には該当するというような形で意見したいと思います。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。

国有農地の払下げについては、農業委員会の許可が必要だということですね。そういうことでご理解をお願いします。

川村局長補佐

議長。

議長

では、川村補佐。

川村局長補佐

農業委員会事務局の川村です。国有農地の払下げについては、4条、5条と同じ考え方でして、許可権者は県になります。ですので、4条、5条と同じように、松本市農業委員会としては、承認するのかもしれないのかについて、ご意見を今回諮りたいということをお願いしたいと思います。

議長

そういうことだそうですので、許可権者は県ということですね。

では、地元の塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員

場所ですが、波田の中下へ上がったところで、松本市のほうから見て山の本当に三角の平地になった場所がありまして、その中腹辺りで、この畑につきましては、もう40年以上前に、構造改善が始まってからずっと〇〇〇〇さんが作っておりまして、今、緑花木を植えておりまして、191平米ということで、本当にちょっとした面積なんですけれども、国の保有地ということで、中下原の簡水組合のほうからぜひ買って欲しくないかという要望がありまして、もう7年かそこら辺になるんですけれども、やっと買うことになりましたので、ぜひ承認していただきたいと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。

全体を通しまして委員の皆様、何かご意見、ご質問等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、農地法施行規則第95条の該当による案件、1件について集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第101号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第102号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、1件及び関連がありますので、議案第107号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、1件について上程いたします。

事務局から一括説明をお願いいたします。

保科主事。

保科主事 すみません、議案説明の前に、5条の形の話にはなるんですけども、議案第108号のところですが、会田の〇〇〇〇番地、家畜排せつ物処理施設用地なんですけれども、他法令の申請が間に合わなかったということなので、今回議事は行いませんので、よろしく申し上げます。

それでは、4条の説明に戻らせていただきます。

議案書3ページをお願いします。

関連があります議案第102号、関連がありますので、議案第107号についても併せて説明させていただきます。

4条のほうが、自家用駐車場で、5条の107号のほうが、そこにつながる居宅進入路というようになっております。内容については、議案書のとおりですが、やむを得ないものとして追認申請となっております。

以上、これらの案件については、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしく申し上げます。

議長 それでは、地元の久保委員、107も含めまして申し上げます。

久保農業委員 はい、分かりました。

写真を見ていただくと分かりますように、新しい家が建っておりまして、白い印をしてありまして、今、草を刈っている〇〇さん本人がいますが、このいるところが議案の102です。そこから手前側に伸びているところが107です。向こうに家が何軒か見えますが、実際この家の向こう側、いわゆる旧善光寺街道の坂で細い道でありまして、その白いほうで手前のほうに防災用として新しく道を開けました。そこに通るためには、この申請しているところが欲しいということで、今回のことになっておりますので、ぜひそういうことで了解をいただきたいと思います。

議 長 ありがとうございます。
それでは、現地を見ていただいた林委員、107も含めましてお願いします。

林農業委員 先日見に行ってきたんですけれども、奥に自宅があるものですから、道から入るためには、この場所が進入路としてとても必要なもので、これは仕方がないかなというように思いました。

議 長 ありがとうございます。
ほかの委員の方でこの案件に対しましてご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第102号及び第107号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第103号から108号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件のうち、先ほど審議いただきました107号を除く部分について上程いたします。
事務局から一括説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事 それでは、議案書4ページのほうをお願いします。
議案第103号、転用目的、一般住宅です。
議案第104号、転用目的、住宅敷地です。内容については議案書のとおりではありますが、やむを得ないものとして追認申請となっております。
続きまして、議案第105号です。貸資材置場と貸駐車場です。
議案第106号です。転用目的は物置となっております。内容については議案書のとおりですが、やむをえないものとして追認申請となっております。
以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしくをお願いします。

議 長 それでは、地元の委員の方のご意見をお願いします。
では、島内ですので、河野委員、103、104、お願いします。

河野農業委員

103号についてですが、場所は島内の平瀬川西町会の公民館に近い、住宅の一部ということになります。進入路と、それから奥のほうに、広く見えますが、進入路の半分は駐車場ということで、奥のほうに住宅を建てるという内容になっております。この写真の向こう側もそうですし、この右側はお墓になっておりますし、左側も住宅になっておりまして、手前に市道が通っているという状況です。ですから、周辺農地への影響は全くありません。

では、104も一緒にお話しします。

地図のほうで言うと、6ページになります。104号、島立の下田で3.3平米という僅かな面積でございますが、写真のほうで見てくださいと、右側が〇〇さんというお宅でございます。それで、左側のほうは〇〇の土地になりますけれども、ちょうどここが国道19号線の、溝蓋がかかっているところが19号線の境目ということで、たまたまこの三角形のすぐ隣に赤線がありまして、〇〇さんが昭和30年過ぎにこの住宅を建てたときに、その当時はこんなにきちっとしてなくて、何か一緒くたに駐車場としてずっと今まで利用してきたということで、たまたま〇〇さんのほうの関係で住宅の転用がありまして、そのときにこの三角形が〇〇さんの名義じゃなくて、〇〇さんの名義のまま残っていた、1筆だけ。ということで、将来的にこのままにしておいてはいけないということで、3.3平米、僅かですが、〇〇さんへ〇〇さんが贈与するというような形なんです、お渡しするということになります。全く僅かな土地ですし、問題はないかと思えます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、現地を見ていただいた林委員、103、104、続けてお願いします。

林農業委員

103のほうですが、進入路から右手のほうにお墓がずっとあって、そしてその奥をずっと行くと、昔何か建っていたか何かの跡のように、もう砂利だらけで、畑になるなんていうことは到底考えられないような土地だし、周りは住宅だし、何の影響も全くないというように思いました。

それと、104ですが、ガレージの入口ですので、ここがないとガレージにも入れないので、あとほんの少しのことですので、全く問題はなかったと思います。

議 長

それでは、105、矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員

位置図を見ていただきますと、ちょうど笹賀のやまびこドームの北側のほうになります。この辺一帯、西南工業団地ができておりまして、外郭の延長上みたいな形になっておりまして、この下の写真を見ていただいて、奥に見えるのが、これはたしか泉精機、マクセルイズミですか。そういうこ

とで、この白い写真の枠でくくってある右側のほうにも、やはりもう駐車場という形で、ほとんど資材置場とか駐車場で、西へ行くに従って鉄工所、これは松田鉄鋼が続きにあるというような感じになっておりまして、このところを資材置場、駐車場ということで、この会社で業務拡大に伴って使いたいということでもありますので、ここがそういう場所になっても、周りの農業に対する影響というものはないというように考えますので、承認をお願いしたいというように思います。

議 長

ありがとうございました。
では、現地を見ていただいて瀧澤委員、お願いします。

瀧澤農業委員

周囲がそういう工事関係の事業所が点在していますし、必要不可欠なものとして認めざるを得ないと思います。

議 長

ありがとうございました。
それでは、106、内田でありますので、丸山委員。

丸山農業委員

この案件ですが、場所的には内田の新田という信号機を西側に下ったところです。〇〇〇さんと〇〇さんは本家、新宅の関係で、今回の案件について、〇〇〇〇さんの所有の物置が3棟あるんですが、〇〇〇さんの所有の畑に一部はみ出している、かかっているということが判明し、今回の物置の関係ですが、2つの物置については、〇〇さんの父親が昭和33年に建てたもの、もう1軒は昭和34年に新築したということで、特に物置の3については、〇〇さんの農地の一部として長く使用して、はみ出しているということは分かっていたんですが、母屋からの物置へのアプローチだとか、家財の搬入出の関係で、どうしても必要だということで今まで使ってきたということです。〇〇さんと〇〇さんとの話合いの結果、当該農地を分筆するというので、違反状態を是正するというのを決めたそうです。それで、今回の案件ですが、先ほど申し上げたように、昭和33年と昭和34年に建てた物置だということと、当該農地については、一応〇さんのほうから〇〇さんのほうに譲渡するというので話がついたということで聞いておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。
それでは、現地を見ていただいた瀧澤委員、お願いします。

瀧澤農業委員

これは何か両家で境界線だと思っていたところというのがあって、それと調べてみたら本当は、どうしてこんな形の境界線になっているのか、いきさつを知りたいような変な形の境界線で、それが譲り渡し、〇さんのほうの所有権になるからということで、もともと両家で了解して境界線だと思っていたところに直すという言い方するとおかしいけれども、そういうこ

となので、認める以外方法はないと思いました。

議長 ありがとうございます。
ほかの委員の方で案件について何か質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第103号から106号、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第109号から112号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、4件について上程いたします。
事務局から一括説明をお願いいたします。
藤井主任。

藤井主任 それでは、総会資料の6ページをご覧ください。
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件について説明をさせていただきます。
議案番号第109号、笹賀にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。なお、併せまして特定貸付けを行っている旨についても証明を受けるものとなります。
続きまして、議案番号第110号、野溝西2丁目にお住まいの〇〇〇〇〇さんが承認を受けるものとなります。
続きまして、7ページをお願いいたします。
議案番号第111号、寿中2丁目にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。
続きまして、議案番号第112号、里山辺にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。
以上、内容については議案書のとおりとなります。よろしく申し上げます。

議長 それでは、地元の委員の方からご意見を伺いますが、109号、矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員 この場所、実際行って見てきましたけれども、ちょうど集団転作の関係で、大豆が作付されておりました。それと、特定貸付けということで、先ほど

お話が出ました〇〇〇〇さんがその場所を借りて作付をしているということでもありますので、よろしく願いいたします。

議 長 それでは、110番、窪田代理、お願いします。

窪田農業委員 6筆ありますけれども、野溝西1丁目の〇〇〇〇-〇〇、それから〇〇〇〇-〇〇〇〇、それから右側へ行きまして〇〇〇〇-〇、現状、少し違いまして、田んぼでして、稲が栽培されておりました。それから、2丁目の〇〇〇〇、それから東1丁目の〇〇〇〇-〇ですか、これは畑になっていまして、ネギ、トマト、ナスと、それから〇〇〇〇-〇、カボチャ作付ということで、若干ちょっと雑草が目立つ畑もありましたけれども、特別問題ないだろうというように見てきましたので、よろしく願いしたいと思います。

議 長 それでは、111、河西委員、お願いします。

河西農業委員 いずれの農地も適切に管理、耕作されていることを確認してきました。

議 長 ありがとうございます。
112号、旧市、まず小林委員、お願いいたします。

小林農業委員 せんだって現地を見てまいりました。私のほうでは、筑摩4丁目のこの4筆ということで、水田と一部ハウスブドウが栽培されており、熱心に取り組んでおられるということでございますので、問題ないと思います。

議 長 それでは、里山辺関係、中川委員。

中川農業委員 この〇〇〇〇さんという方、山辺のブドウ部会がありまして、その中で指導部長を務めておられる人で、地域の中ではもうなくてはならない人です。その方の中心となる畑がこの里山辺の5筆ということで、きちんとブドウを作っておられます。問題ないと思います。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
ほかの委員の方でご質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

柳澤農業委員 すみません、ちょっと参考までにお聞きしたいんですけれども、柳澤です。

議 長 柳澤委員。

柳澤農業委員 110番なんですけれども、〇〇さんという方、これ、生年月日、大正15年3月って、もう96歳ですよ、多分ね。これ、実際にこの方が耕作

をされているんですか。あるいは、何かそのご子息さんとか、そういうことですか、申請者がご本人ということだけで。

議 長 では、窪田委員、お願いします。

窪田農業委員 今、お話がありましたけれども、〇〇〇〇〇さんは施設に入っていて、息子さんが耕作をしておりますので、お願いしたいと思います。

柳澤農業委員 手続等はいいです。すみません。

議 長 ほかにどなたか質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 では、ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第109号から112号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、4件について、賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第113号 農地法施行規則第17条第2項の規定による別段面積設定の件、1件について上程いたします。
事務局から説明をお願いいたします。
川村補佐。

川村局長補佐 それでは、私のほうから説明させていただきます。
資料の8ページになります。
議案番号113号、別段面積設定の件ですが、入山辺〇〇〇、地目、畑、面積が247平米、〇〇〇〇さん所有です。〇〇さんは征矢野にお住まいの方で、農地まで距離があるということで、設定の申請がされたものです。場所的には、山辺のワイナリーから南側へ行って、薄川を渡ったところ辺りになります。
なお、本件につきましては、事前に地元委員に現地を確認していただき、問題ない旨のご意見を頂戴しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第113号について、原案どおり対象農地を設定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり設定することを決定いたします。
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。
事務局から報告事項のアからオについて一括説明をお願いいたします。
藤井主任。

藤井主任 それでは、報告事項のアからオについて説明をいたします。
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。
合計のみ申し上げます。
総会資料の9ページからご覧ください。
9ページ、非農地証明の交付状況の件、1件、10ページをご覧ください。
農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、8件、11ページをご覧ください。農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、7件、12ページをご覧ください。農地法第4条の規定による届出の件、6件、13ページから14ページ、農地法第5条の規定による届出の件、12件。
以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま報告について委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、これら報告事項につきましては、事務局説明のとおりご承知おきをお願いいたします。
農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、ここで休憩いたします。
あの時計で40分をめでに再開いたしますので、お願いいたします。

(休憩)

議長 再開いたします。
休憩前に続きまして、その他農業委員会業務に関する事項から進めてまいります。

まず、議案第114号 令和4年度最適化活動の目標設定等を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

担当しております板花でございます。

資料は15ページからになりますので、お開きください。

着座にて失礼いたします。

こちらにつきましては、5月に素案段階のもので一度協議をさせていただきました。本日は地区別の目標がようやく計算できましたので、お示しをさせていただきます、全体目標も含めて目標を設定していきたいということでございます。

その地区の目標計算に際しましては、地区をまたぐ担い手の出作、入り作がかなりありまして、その地区その地区で農地の所在地ベースで担い手の集積率を計算するのに予想外の時間がかかってしまいました。5月に素案をお示ししましてから、少々時間がたってしまいましたが、その点の事情がありまして、ご了承いただきたいと思っております。

15ページについてはそのとおりですが、5番目、今後の予定としましては、目標設定後は、経営局長通知並びに農地政策課長通知というものに基づきまして、これからご紹介する別紙様式1について、農業会議の確認を受けた後に市の公式ホームページに速やかに公表するとともに県に報告をします。

あわせて、市とか農地中間管理機構にも農業委員会の目標設定を通知していくということになります。

16ページ以降がその国の通知になりますし、22ページぐらまでずっと国の通知になりますけれども、23ページからが設定する全体目標の総括表になります。こちらについて公表していくということでございます。

23ページにつきましては、前回見ていただいたとおりでございます。

それから、24ページでございます。こちらにつきましても、5月の段階からそんなに大きな変更はないんですが、数字を改めて精査して、微妙に数字動いているところはございます。

24ページの一番上が最適化活動の目標、その1つ目が、1番、最適化活動の成果目標。成果目標の中の(1)が農地の集積です。現在は7,180ヘクタールに対して4,004ヘクタール集積していて、集積率は55.8%です。

目標年度は令和10年度、集積率を60%ということで目標を掲げたいということでございます。令和4年度末、ですから今年度末は56.4%まで上げていきたいかなという内容です。

(2)が遊休農地の解消です。こちらについて、前回のときには、うちは緑区分と黄色区分という中身をまだ区別できていなかったということで、目標設定できないじゃないかというふうに考えていましたけれども、国のほうに照会、疑義照会を出しましたところ、そういう農業委員会につきま

しては、全て緑区分という扱いで計算してくださいという回答が来ました。したがって、1号遊休農地の面積31.4ヘクタール全てを目標設定の面積にするということで、その下の②目標のところの31.4ヘクタールで、緑区分の遊休農地の解消目標面積6.3ヘクタールとなっておりますけれども、5年、5分割で6.3ヘクタールずつ解消していくというのが目標設定になってきます。

25ページに行きまして、(3)新規参入の促進ということですが、現状に対して目標ということで、②の目標、これはもう決まり事なんです、平成28から平成30年度の3年間の平均が本市の権利移動面積は56.5ヘクタールということで、この10分の1に当たる56.5ヘクタールについて、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積、つまり農地の所有者に内諾を得て、この農地は新規参入の人に貸付けできる農地ですよということを公表する。その面積が56.6ヘクタール松本市全体でというのが目標設定になります。これはもう決まり事ということで、国のルールで計算すると、こうなってくるということでございます。

それから、その下の2番、最適化活動の活動目標ということで、全国組織の統一目標が月10日は活動しましょうということで、これは崩せないということでございます。

それから、(2)活動強化月間の設定目標ということで、3回ということで設定しなければいけない。この時期になってしまいましたので、10月、11月、1月ということで、それぞれ10月は新規就農者声かけ運動ということで、新規就農者に声をかけて、現在の営農状況等を確認して、話しかけていただきたい。引き続き営農が定着するように支援していきたいという内容です。

11月は遊休農地の解消ということで、比較的良好な遊休農地がありましたら、ぜひ担い手への貸借を促進して、解消に結びつけていただきたい。それから、1月は農地の集積ということで、地区の中で農業再生協議会等組織を活用して、次期作の担い手への調整活動を行っていただく月間ということで、こんな形で組織目標を3回設定をしたいと考えています。

(3)新規参入相談会への参加目標ということで、県が音頭を取るようなものが、東京で新・農業人フェアというのが開かれるものですから、来年1月に1人、役員会で相談して、河西委員さんに行っていただいたらどうかというような案になっておりますけれども、東京のほうに派遣していきたいなというふうに考えております。

それから、26ページ以降ですが、26ページ、それから27ページですね。27ページ以降は、公表資料ではございませんが、地区の目標であったり、委員の目標をどういうふうに設定するかというふうなことを、これがもう国の通知で行わなければならないということになっておりますので、これも計算してございます。

まず、27ページの一番上の基本的事項ですが、市全体の目標値と委員の担当区域ごとの目標値の合計が一致するように設定しなきゃいけないんだということでございます。

それから、委員の担当区域は、旧市、岡田、本郷等の地区を担当としたいと。ただ、山辺ですね、入山辺と里山辺は中野推進委員さんが両地区掛け持ちというふうな実態もありまして、そこら辺を考慮して、入山辺、里山辺はもう合計して山辺、全山辺ということで担当区域を設置したいということです。

それから、委員の目標値は、それぞれの地区ですね、担当区域の目標値をその区域に所属する農業委員と推進委員の合計人数で除した値としたいということで、厳密に言うと、それぞれ町会別等で区域設定をして細かく分けているかと思うんですが、それを例えば適当な割合、面積の割合だとか、農地面積の割合だとか、そんな形で、厳密に分けるとするのが本来かとは思いますが、なかなか計算が煩雑になってくるということで、難しい、そこまでできない、やり切れないというふうなところもあって、単純に合計人数で割るという形にさせていただきました。

それから、JAなど団体推薦の委員も、これも本来ならハイランド農協だったらハイランド農協全体が担当区域という考え方も取れるんですが、これも、これをやっちゃうと、非常になかなか難しいんですね。面積計算等、厳密にできないもんですから、もうこれはもう単純に居住地区に団体推薦委員の委員さんが住んでいる地区にもう含めて考えていきたいというところが事務局の考え方で、基本的事項ということにさせていただきます。

それから、中立委員は、瀧澤さんですけれども、最適化活動を行う委員にカウントしないということにさせていただきます。

続きまして、1番、農地の集積ですが、先ほど示した令和10年度の目標集積率60%ということで、これから少しずつ、毎年0.6%ずつ向上させていくということが目標になります。

(2) 委員の担当区域ごとの目標ということですが、これは松本市が定める基本構想、令和10年の基本構想でこういう形でうたわれておりますので、これを基本にしたいということでございます。

それから、(2)のイですが、実際のところ計算してみたら、既に目標を上回っているような地区があることが確認できましたので、目標を上回っている地区については、現状を維持するということを目標にしたいということです。

具体的には、29ページをお願いします。

29ページ、地区別に現在の集積率、この計算がかなり大変で、非常に煩雑で、他地区の担い手が別の地区に農地を求めて集積しているというようなこともあって、農地の所在地ベースで集積率を出すというのもなかなか至難の業だったんですが、これ、出してみましたら、結構ですね、中山ですとか、寿とか、内田とか、山手のほうでも、やはり担い手組織がしっかりしているところは意外と集積率も高くて、市が定める基本構想を既に上回っているというような地区もあることが分かりました。ということで、既に上回っている地区については、それを維持する、令和10年までそれをずっと維持するということの基本を設定しております。

それから、まだ足りないところは、基本構想が定める目標に近づけていた

だくということなのですが、先ほど申し上げましたとおり、市全体で60%になるように地区目標を設定するということになりますので、集積率が目標を上回っている地区の貯金がありますので、そんなところの貯金を足りない地区に使わせていただくというような考え方の中で、基本構想が定める集積率まで令和10年度で届かないというようなことも現実にはありまして、ここら辺、市全体で60%になるように調整をさせていただいた結果というふうに考えていただきたいということです。

新村、島内、奈川につきましては、新村だったら70%が基本構想が定める目標ですけれども、島内も70、奈川は35%ということで、手が届きそうなどころにあるもので、そこら辺は調整はしてないんですが、かなりかけ離れている地区については、上回っている地区の貯金で若干調整をさせていただいたというようなところをお含みいただきたいと思います。

戻っていただきまして、27ページの2番、遊休農地の解消でございますけれども、先ほど話をしましたとおり、国の見解では、全て緑区分ということで計算してくださいということです。毎年これから、令和4年度から8年度まで6.3ヘクタールずつ緑区分を解消していくという形で目標をつくってございます。

それから、地区ごと、担当区域ごとの目標は、その市全体目標の内数として設定をしてございます。それが30ページになります。それぞれ地区ごとの1号遊休農地、把握している面積がありますので、それに対して5分の1ずつ解消していくというのが、もう国の計算でこういうふうにやってくさいって決まっていますので、もうそれでやるしかないということでございます。

それから、28ページ、新規参入の促進の目標ですが、先ほど申し上げましたとおり、過去3年間、565ヘクタールという農地の権利移動面積に対して、この1割に当たる56.5ヘクタールを目標とすると。

そして、委員の担当区域ごとの目標も、市全体目標の内数として設定するというので、詳細につきましては、31ページということで、それぞれ地区ごとの目標面積が、目標設定がなされたところになります。

それで、最後に32ページというところで、先ほどそれぞれの地区目標からその地区に所属する農業委員、推進委員さんの人数で除してという話を致しましたが、その明細が32ページということで、もうこれは国の経営局長通知に基づく計算方法に準拠してこうなるということで、ご理解をいただきたいということでございます。

これが目標設定ということで、これに対してどうだったかというようなことをまた年度末にやっていかなければいけないし、活動目標に対しての交付金、ごめんなさい。活動目標に対してじゃなくて、成果目標に対する交付金、それからあと活動目標に対する交付金、つまり活動すればもらえるというような交付金、例えば月10日間活動してくださいというのが全国農業会議所の統一目標ですけれども、行動に対する交付金というのがありますけれども、成果目標は全体のウエートとすれば少なめで、3割ぐらいと。行動目標のほうが7割ぐらいウエートとしてはあるということですの

で、そんなこともご承知おきいただければと思いますが、とにかく国の計算方法に準拠して、こうやって定めざるを得ないということでございますので、ご理解いただきたいということでございます。

公表するのは、あくまでも全体目標の先ほど見ていただきました別紙様式1の部分ということになりますが、こんな形でひとまず目標設定をさせていただきたいということ、お願いしたいということでございます。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

なかなか深掘りしていくと、この辺の矛盾点も感じるところがあるんですが、これが通達の中での数字を出した結果がこうなるということでありますので、それぞれ皆さんからご質問、意見等伺いますが、前段で申し上げたそれが決定でありますので、そこを踏まえて何かありましたら、お願いしたいと思います。

じゃ、河野委員。

河野農業委員

すみません、この中で使われている面積ですね。例えば、集積の面積、あるいは遊休農地の解消、あるいは新規就農と3種類あるんですかね。これの基の数字というのはどこから拾っているかというか、いわゆる農業委員の活動記録のほうにも、いわゆる達成の面積というのを書く、項目ごとに書く欄がありますけれども、それ以外に、例えば議案書の中から数字を拾っているのか、ちょっとどこの面積をしっかりと頑張れば、上げていけば、目標のほうに近づいていくのかなという、ちょっとその辺をお聞かせ願いたいと思います。

議 長

板花補佐。

板花局長補佐

まず、29ページになりますが、まず一番最初にお断りさせていただくのが農地面積です。農地面積7,180という数字は、国が公表する耕地面積統計に基づく松本市の面積です。実際、農地台帳の積み上げだと、8,000ヘクタールちょっとあるんですけれども、若干国の統計面積、統計学的手法に基づく統計面積とは開きがありますけど、農地台帳の地区の割合に応じて国の統計面積を案分して出したのが地区の農地面積になります。ですから、集積率的には若干高めに出てくる傾向はございます。分母が少し下がる分、集積率的には高めに出るんですが、これは国の基本的な考え方、指導になりますので、それを使っております。

それから、集積面積ですが、毎月毎月ご審議いただく3条の権利移動の面積、それから集積計画の決定で移動する農地の権利移動面積、あと中間管理の配分の面積も入ったりして、それを過去の何でしたっけ。ですから、令和3年度の集積率が55.8%ですので、そこから計算をして、60%という目標に達するように作ったというのが、これが29ページの関係になります。

それから、30ページは、これ、遊休農地だもんですから、昨年夏に行っていた利用状況調査の1号遊休農地の面積で、市全体で31.4ヘクタール。これに対して、地区の面積も分かっていますので、それを当て込んだということになります。

それから、新規参入の促進は、これは31ページですけれども、28年度、29年度、30年度の数字を使うというのが国の指導にありまして、それぞれ地区別に出して、3か年平均を取って、この10分の1ということで、欄外に書いてありますけれども、権利移動面積は農地法3条、それから農用地利用集積計画の公告、一般分、円滑化事業分、18条2項6号関係分、解除条件つきですね。それから、利用配分計画、それから公社の農地売買事業の合計面積という形で、それぞれ計算した結果となっております。そんなことでよろしいでしょうか。

議長　　そういうことですね。

河野農業委員　　分かりました。

今の新規参入で中間管理権の設定は含まないというお話がありましたが、そうすると、いわゆる今、盛んに中間管理で貸し借りをしてくださいますよということでお願いをしていますけれども、その面積は含まれないということですかね。

それから、もうちょっと前に、月に10日やれよというものがありましたが、月に10日というのが、新規参入とか、遊休農地とか、農地の集積とか、そういう関係だけで10日、そういう意味合いでしょうかね。

議長　　補佐。

板花局長補佐　　まず最初の中間管理権の設定は含まないというところですが、利用配分計画のほうで見えていますので、中間管理権の設定も見ちゃうと、ダブルカウントになってしまうので、それは外したというところがまず1点です。

それから、後段のご質問ですが、10日の関係は、最適化活動を10日ということだもんですから、ですから遊休農地の解消だったり、担い手への集積を進める貸借の促進の活動であったり、新たな方を引き入れるような活動というところの活動を10日ということになりますので、最適化活動が10日ということでございます。

議長　　じゃ、柳澤さん。

柳澤農業委員　　今の河野さんの質問内容にも関連するんですけども、これ、個々に考えると、いろいろ悩ましい問題がありまして、活動強化月間が既に10月から始まりますよね。それで、私の周りを見ていると、なかなか新規就農者ってというのは、その関連する地域だけ見ていると見つからないということが1つあるんですよ。

一方で、もうこの土地は誰か借手があれば貸したいとか、売りたいという話はぼつぼつ出てくるんですけども、でもそれは遊休農地の解消というところでは、そういう情報を例えば中間管理機構に上げるということだけでは多分駄目で、具体的に出し手と受け手がちゃんとマッチングできた状況で、初めて解消になるわけですよ。その辺のところを、実際にどういうふうに考えていったらいいのかという。

以前の話だと、活動日数の中に、いや、道端であそこの土地空いているよとか、何かそういう話が出ただけでも、それは活動記録に入れていいというふうな、そんな話がありましたけれども、でも今回の話はそういう軽い話ではないですよ。そこをちょっと悩ましいと思うんだね。

だから、私自身は、新規就農者を募集する場合には、もっと広く、例えば松本平一帯から見つけてこないと、特に三才山、本郷のような中山間地はなかなか人が入りにくいというのがありますので、だからそこら辺のところをどういうふうに考えていったらいいのかというふうに、ちょっとその辺が今、悩ましい問題としてあるんです。

議 長

大澤さん、何か関連してありますか。

大澤推進委員

四賀の大澤でございますが、事務局のほうでもって大変苦勞なさってこの目標というものを立てていただいたと思うんですが、はっきり申し上げて、非常に悩ましいんです。

どういうことかといいますと、私自身が今回の利用状況調査でもって各地を回って見たんですが、遊休農地の解消ということ念頭に置いて個別訪問してみたりなんかしたんですが、貸してもいいですよ、ただで貸しますよという声もあって、32ページの委員の目標値の新規参入の目標の貸してもいいよという数字は達成することは可能なんです、じゃ誰が貸して作りますか。今、ほかの委員おっしゃったんですが、新規参入者はどうして見つけるのか、あるいは呼び込むのかというの、そのノウハウがないんですよ、はっきり言って。

四賀の場合は大変、愚痴るわけではないんですが、どこへ出て行くにも、峠が11あって、越さなきゃ出て行けないというような地域、盆地的なところに、新規参入者、農業のための新規参入者というのは、私、聞いたことないです、はっきり申し上げて。農業委員会のほうにはそういう声が出ているかどうか分かりませんが、それじゃほかのほうの方でもって移住してきて、自分の周りでもって少し野菜でも作ろうかっていう方はいるんですが、農業でもって新規参入者という方は皆無でございます、はっきり言って。

そのためのいろいろ目標を出させていただいたんですが、30ページ見ていただいても分かるんですが、遊休農地の場合は、四賀は104筆、6.82ヘクタール、21地区の中では一番多いわけですよ。その中でこの目標を達成するというの、申し訳ないんですが、私も久保委員も不可能じゃないかと思うんです。

1筆調査でもって、先日久保委員と回ったんですが、耕されているところは平らな一番いいところですよ。ほとんどは山の中でもって、もう草ぼうぼう、林という現状なんです。

数字としては、私も認めますが、達成は不可能だというふうに、悲観するわけじゃないんですが、そういう気持です。

議 長

基本的にはそのとおりで、我々が日々やっていることを継続していればいいことで、国が数字を出せと言うから、この数字を出した。それで、これが我々スタンスだし、考え方だし、行動の基本にあると思いますので、また板花補佐からもその辺の内容というか、事務局の考え方をおっしゃられると思いますが、我々、ともかく地域の農業、農地を守り、このお題目の3つに沿った活動をしているんだから、それ、できないことはできないんだし、この目標で頑張るとするのが我々の職責だし、その内容だと思いますが、じゃ板花補佐、何かありますか。

板花局長補佐

柳澤委員がおっしゃっていたことですけれども、毎月毎月上げていただく活動記録簿については、最適化活動に当てはまる行動をしたのであれば、全てくまなくご記入いただいて、ご提出いただきたい。それが成果に結びつく、結びつかないか、それは関係なくて、努力して活動したということをして全て上げていただきたいと思います。

それから、それが活動が成果という形で具体的に結びつくかどうかというのは、また年度末に地区の集積率がどのように伸びてきたかとか、遊休農地がどのくらい減ってきたかとか、そこら辺は客観的な数字でまた出てくるということで、活動記録簿に細かく書いていくと、どこどこの何番地の農地で、どういう方とどういう話をしたかというふうなことで具体的に書く部分もあるんですけれども、その活動したことと成果については、もう分けて考えていただきたいということをお願いしたいと思います。

ですから、実際成果に結びついたことが活動記録簿にしっかり書かなきゃいけないということではないという理解で、成果に結びつかなくても、活動したことを具体的に書いていただきたいという理解でお願いしたいと思います。

また、新規参入の関係の目標ですけれども、この農地なら新規就農者に貸付け可能だねというのを貸手に内諾を得るところがあるんですが、そこをどうやって内諾を得るかというふうなのが、ちょっとまだ事務局も悩んでいて、委員さんが個別に農地所有者を訪ねて、口頭でいろいろと確認する中で、この農地は誰に貸付けしてもいいよね。誰でもいいですよ。地元の人じゃなくても、よそから来た人にもぜひうちの農地を利用してくださいねっていうことを内諾を得るというふうなこと、それがその目標というか、その成果目標の面積になるんですけれども、なかなかそれ、どうやって行えばいいか分からないし、まだタブレットも来るのが暮れだというふうに考えていますので、タブレットも来てないですし、やり方分からない。どうやっていいかというふうなことで、大体集積はもう農協を通じ

て集積しているもので、農協の課長さんは把握されているんですけども、そこら辺が地区の委員さんとどこまで共有できていて、委員さんの実績にどこまで上げられるかというふうなことも、ちょっとなかなかつかめないというところがあります。

1つ言えることは、事務局に寄せられた、売りたい貸したい情報、事務局の窓口に来るもので、その農地について、もちろん事務局でこの農地、誰でも貸付けできますよね。特にベテランの農家じゃなきゃ駄目ですかという確認はします。誰でもいいですよということであれば、もう新規参入者に貸付け可能な農地ということでカウントできます。それについては、その場所、例えばその農地の所在地の委員の実績にカウントしていきたいと思いますし、その実績面積を例えばその地区に3人委員がいれば、3分の1ずつ実績につけるというふうな形も考えていますけれども、委員が個人的にどうやって活動するかというふうなところは、ちょっとまだこの先やり方として課題が多いという、取りあえず目標設定はしたんだけど、じゃどうやって拾っていくんだと。そこら辺はまだちょっと模索しながらまたやっていかなきゃいけないというふうなのが現実なところですので、お願いしたいと思います。

大澤推進委員さんのおっしゃられた、なかなか新規参入者はどうやって呼び込むのか、その手だてが、ノウハウがないということも、まさにそのとおりでございまして、これは松本市だけじゃなくて、どこの農業委員会も今、本当にどうやってやればいいのか、本当に全国的にもう、我々だけじゃなくて、みんな苦勞して、どうやってやればいいのか悩んでいるところかと思しますので、また県内の農業委員会とも情報交換しながら、また考えていきたいなというところが現状ですので、ご理解よろしく申し上げます。

議長 じゃ、倉科委員。

倉科農業委員 すみません、先ほどご説明の中で、いろいろな数字の算出については、国からの決まり事だということでご説明ありまして、例えば25ページの(3)新規参入促進の②番、目標で、平均値から56.5ヘクタールを新規参入者に割り当てるということで出しましたという説明でした。

その欄外に、確かにどういう数字を拾えということで記入するように書いてあるんですけども、この権利設定は、例えばうちなんかもそうですけれども、もう20年、30年借りている、利用権設定している農地を、期限が来たんで、また継続して設定するというものが多くて、そういったものは本来除いて、新規で権利設定したものに対してカウントしたら、この56.5なんていうとんでもない数字は出ようがないと思うんですけども、これは継続も含みの数字で算出しているということでしょうか。

議長 板花補佐。

板花局長補佐 これは、もう28年度、29年度、30年度の1年間で動いた権利移動面

積全て拾えということですので、継続も含めて全部ということになります。そういう計算方法だということ国から示されています。

倉科農業委員 それが計算方法だということだというご説明でしたが、やはり継続はおかしいと思います。これを除いてやらないと、新しく出てきたものを権利設定していく中で、1割を新規参入者に充てるということなら理解できるんですけども、もう既に継続してずっと作ってきている分の契約更新分をカウントしているということは、数字が過大に出ちゃっていますんで、これについては、もう一度問合せをするなり、確認をしていただいたほうがよろしいんじゃないかと思っております。

 以上です。

議 長 ありがとうございます。
 これは要望と実情を話をしながら……

板花局長補佐 こちらについては全ての農業会議の確認をいただいている、計算方法についても確認して、こういう形になっていますので、とにかく平均面積ということで、毎年毎年農地が権利設定されるというところで平均を取っていますので、こういった計算方法ということでご理解いただきたいと思いません。

久保農業委員 ちょっといい。

議 長 はい。

久保農業委員 倉科さんが言うことは私はもっともだと思うけれども、私、いつも反対の考えするんだけど、継続するのをやめたといったら、今度マイナスになっちゃうよね。倉科さんの計算方法はまともだとは思いますが、そうすると、今、板花さんが言ったように、ごちゃ混ぜにしておかないと、それこそ数字、おかしくなっちゃうんじゃないですかね。それがいい悪いは別としましてね。ただ、どっちがいいかという単なる意見ですから。

議 長 今、倉科さんと久保さんの意見を踏まえた中で、また会議とも接点を持ちながらということでもいいですかね。

 そういうことで、なかなか納得して、そのとおりだ、みんな賛成だというわけにはいきませんが、集約したいと思います。

 ほかに何かこれだけありますか。

[質問、意見なし]

議 長 いいですかね。
 じゃ、この件については全員の方にお伺いします。

議案第114号については、原案どおり決定することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[多数挙手]

議長

ありがとうございました。

賛成多数ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

続きまして、協議事項のア、令和4年度松本市農業施策に関する意見書（骨子案）についてを議題といたします。

まず、骨子案を取りまとめていただきました河野農業振興委員長から一言ご挨拶も兼ねて経過についてお願いします。

河野農業振興委員長 農業振興委員長の河野でございます。

令和4年度の松本市農業施策に関する意見書につきましては、4月の勉強会から始まって、毎月1回農業振興委員会を開く中で、一応骨子をまとめた。最終的には骨子を中心として文章となった形で意見書は提出されるわけですが、そんなことで、今日は今まで出てきた骨子案について申し上げますので、内容につきましては、事務局の板花補佐のほうで説明をいただくわけですが、過不足があらうと思っておりますので、その辺は農業振興委員会以外の委員さん、それから推進委員さん含めて意見がございましたらお願いをしたいと思っております。

では、具体的には事務局のほうからお願いしたい。

議長

じゃ、板花補佐。

板花局長補佐

それでは、33ページお願いいたします。

初めに、農業委員会が提出する意見書とは何ぞやということでございますが、農業委員会に関する法律第38条の規定に基づきまして、我々農業委員会がその使命とされております農地利用最適化を進めやすくするため、施策改善意見を関係地方公共団体、つまり松本市に提出するものでございます。

市長は、提出された意見を考慮しなければならないとされています、法律の中では。

それで、趣旨についてはそういうことですし、経過については、そこに記載のとおり、4月に農政課を講師に迎えまして委員研修会、全体研修会をやりまして、それが1つのヒントにはなっておりますし、農業振興委員会を3回重ねて、骨子をつくってきたということでございます。

意見書(骨子案)の構成ですが、やはり議論する中で浮かび上がってきたのは、次の3つの課題に集約されたということでございます。

まず(1)が、やはり中山間地域の問題ですね。中山間地域の農地の利用の最適化は難しいということで、担い手が不足して、人口も減少、結果として農地が荒れてしまうという中で、何とか先祖から受け継いできた農地

を守って、次代に引き継いでいく手だてはないものかという切実な意見の中で、(1)が意見書として出てきました。

2つ目が、担い手の問題ですね。これは中山間地域に限らずの問題でありまして、最新の農林業センサスの結果では、松本市内で主に自営農業で収入を得ている人の数が4,246人ということで、前回5年前の調査から4分の1減少したということも分かっています。担い手問題は待ったなしの問題でございます。

それから、3つ目ですが、農業行政の衰退、後退を心配する声が聞こえてくるという中で、組織の強化、それから予算の確保を強くお願いしていくという意見書にいたしました。

中身を見ていきたいと思えますけれども、34ページの5番の今後の進め方ですけれども、本日全体でご協議をいただいて、また来月、9月の総会に向けて意見書をまた文章化をしっかりとしまして、来月には意見書を決議したいと。それから、10月5日に市長に意見書を提出して、11月9日に市長との懇談会だという段取りになっております。

35ページ以降が骨子案ということでお願いいたします。

前書きにつきましては、そのとおりでございまして、中では、この5月の人・農地関連法の成立というようなことで、これから地域計画もつくっていかねばいけないということで、市長部局の農政課と農業委員会が二人三脚で取り組むことが肝要ということにも触れております。

36ページが項目1でございます。

現状・課題はそのとおりでございまして、3つ目の丸のところですね。現在活用されている農地をこれ以上遊休化させずに、農地を有効に活用するためには新たな発想と価値観が必要ではないかということです。

それから、意見のほうですが、スマート・テロワールという言葉、私も初めて聞いて、勉強不足で初めて聞いたんですけども、結構有名な言葉で、カルビー株式会社の元社長の松尾雅彦さんが提唱した言葉ということでございまして、「地元愛に基づいて経済循環が働いている農村地域の自給圏」ということで、一言ではそういうことになります。

洗練を意味する「スマート」とフランス語の「テロワール」ですね、作物を作る土地の気候風土やワインを造るためのブドウ畑を指すのが「テロワール」という言葉ですが、それを掛け合わせて「土地の魅力を生かした豊かな農村社会をつくる」という思いが込められているということで、構想は、地元が望む農産物を地元が生産する「地消地産」。「地産地消」ではなくて「地消地産」を原点に、耕種農家、畜産農家、加工業者、小売店、外食産業が相互にネットワーク化して、食を通じて地域内で経済を活性化する仕組みをつくるという考え方で、新たな交流創出も視野に入れるということでございます。

地元でニーズのあるものがまず第一だと。それが出発点になって、農商工連携で契約栽培を推進することが鍵とされています。

時代の流れはグローバリズムからローカリズムに変化しつつあるのではないかと。

自給率の向上を望む世論も高まってきているという中で、中山間地域の農地を有効に活用できないかどうかということで、松本広域圏で消費、生産、加工、流通・販売をつなぐスマート・テロワールの実現に向けて、県や自治体、農商工団体、大学等とも連携しながらプラットフォームを設置して、地域内の機運醸成が図れないかということでございます。

37ページは、提案としては畜産を核とする有機物循環の仕組みづくりということ。

それから、2番目、契約生産の推進ということで、地産地消推進の店登録店制度というものが現在、90店舗あるんですが、なかなかこれもうまく活用できてないということで、契約生産によりバリューチェーンを構築した際に、メリットを感じられる何らかの支援ができないかというようなことでまとめさせていただきました。

また、保育園・学校給食への積極的な契約栽培導入等、出口をしっかりと示すことは、農業経営の安定を担保する仕組みにつながるのではないかとということでございます。

それから、ちょっとした提案ですけれども、分かりやすいこととすれば、ヤギなどを遊休農地に放牧して、副産物を活用したまちおこしというようなことで、草を選ばない、羊のほうが草を選ぶということなんですが、ヤギは草を選ばないということで、もう本当に野に放しておけばいいというような話も聞くんですけれども、例えばマトンカレーというものが、松本カレーラリーというようなのがカレー店の中で昨年とか一昨年も行われたんですが、こんなような中で、山賊焼きというようなものもありますが、第二のローカルフードというような形で、カレーを売りにするのも1つの手なんじゃないかなというようなことを提案しております。

それから、38ページ、項目2です。農村地域を守るための担い手支援の充実・強化ということでございます。

ハイランド農協と市で行っている「松本新規就農者育成対策事業」は、なかなか好調でございますし、あづみ農協管内でも、梓川地区で「梓川新規就農支援里親の会」も設立されております。

一方で、農林業センサス、先ほど案内したとおり、5年前の調査から4分の1近くが減ってきているというような現状。

ただ、風向きが変わってきていて、コロナ禍を契機に、地方回帰の動きや半農半X等、農業への新たな関わり方も生まれているということでございます。

担い手問題は、農業問題だけではなくて、人口の減少、集落の活力低下といった地域問題とも直結しているんだということでございます。

意見としましては、多様な担い手を招き入れて、農業の理解者を増やししながら、総力を挙げて農地を守って、未来に引き継いでいくことが必要なんだと。

それから、真ん中くらいですね。農業の担い手を確保するために大切なことは、多様な担い手を後押しする多彩な支援メニューが常に用意されていることではないかということでございます。

それから、国は集積・集約化、規模拡大、新規参入に手厚い支援を行っていますので、市は地域政策を推進する観点も加えて、中山間地域への参入支援、親の農業を引き継ぐ際の支援、半農半Xを含む兼業農家への支援、女性への支援等を強化して、国との役割分担を明確にして、総合的な担い手対策の推進をお願いしたいということでございます。

特に、やはり人・農地プラン中心経営体の位置づけられた農業者がその経営を次代に譲る際は、持続的な地域営農の根幹をなすものでありますので、人材育成への投資など手厚い支援をお願いしたいということでまとめさせていただきました。

項目3でございますが、農業・農政を支える組織の強化と予算の確保ということで、こちら、様々な議論が農業振興委員会の中でも行われて、こういった形で意見書をまとめればいいのかというふうな形の中で、最終的にこういう形でまとめました。

組織を分割というような意見もあったんですが、組織の強化と予算の確保ということに主眼を置いた構成といたしました。

県内で耕作面積5,000ヘクタール以上を有する市で、農林部を置いてないのは佐久市と松本市の2市のみということでございます。

一方、令和2年度の県の市町村財政概要によりますと、一般行政経費に占める農林水産業振興等に要する経費の構成比は、松本が1.4%、人口1人当たり4,614円なのに対して、長野市は3.6%、1万3,415円と大きな開きがあって、塩尻市や安曇野市と比較しても、若干予算面での見劣りが否めないということでございます。

農林部と商工部を統合したことでのどのようなメリットが生まれてきたのかということも気にかかります。

意見としましては、最終的には一番最後のところですね、組織が大きくなると、特に管理職の所管業務の幅が広がりますので、農業現場の課題と向き合う時間が十分確保できなくなるといった負の側面も心配されるところでございます。

ですので、農政に関する注意が細部に行き渡るように、専門性の高い職員の配置、それから政策立案能力を高めること、そして本市の農業の客観的な地位にふさわしい予算の確保・拡充を強く要望するというところで、国の基とされる農業の重要性について、しっかりと意見していくという形でまとめることといたしました。

まだ骨子ですので、またこういった意見、こういった観点はどうかというようなことを加えながら、来月には成案をまたお示しする予定ですので、お願いいたします。

以上ですが、ご意見を頂戴したいと思います。

議長

ありがとうございました。

振興委員会の方々、大変ご議論いただいた中でまとめていただきました。本日はそれぞれ振興委員会以外の方、初めてご覧になる委員もあると思います。内容的に何かありましたらと思うんですが、項目を3つに絞ってあ

りまして、案外そこから外れたピントについては、やはりちょっと曖昧になってしまって、インパクトもなくなってしまうと思うんです。その3項目の中で、それぞれの皆さんから意見を賜れば、それをもってまた振興委員会と事務局のほうで詰めて、来月の定例会に成案をもって市長と対峙すると、農政部と協調すると、そういうような段取りですので、それぞれ思うことがありましたらお願いしたいと思います。

これ、キャッチボールにしませんので、意見を出していただければと思います。

じゃ、倉科委員。

倉科農業委員

すみません、まず33ページの、これ、出てくるものじゃないからいいと思うんですけども、「以下の3項目としました」という中の(1)番の意見要約、「地商地産」という言葉の記載がありますが、多分ミスプリかなと思います。本文のほうは「地産地消」、「地消地産」、それぞれ言葉、最近では認知されていますので、どちらを使うかは、もう視点によると思いますので、今回「地消地産」でいくのかなというふうに理解いたしました。

項目2番、3番につきましては、もうこういった内容はこのとおりだなと思いますので、ぜひこの内容で詰めていただければと思います。項目1につきましては、ちょっとご意見を申し上げたいと思っております。

まず、スマート・テロワールということで、言葉としては新しさがあるのかなというふうに捉えられている方もいると思いますけれども、もうこれ、松尾さんはもう七、八年前に本を出したんで、そのときに売れて、この言葉がはやったということなんですけれども、結局カルビーだもんだから、北海道でジャガイモを作るのに、遊休農地になっているような水田を活用して畑作を取り入れろと。それについては、耕畜連携が一番必要だということの中で、松尾さんはそういう内容で書いています。

私も以前読みましたけれども、その中で松尾さん言っていたことは、水田農業を日本がやってきたことが今の農業を衰退させた原因だから、畑作化を進めるべきだという内容なので、私はちょっとこのスマート・テロワールは合う地域、合わない地域があるんじゃないかなというふうに思っています。北海道では、確かにカルビーがそういうふうに来てきた中では成功したと思います。

それから、山形県では今、このスマート・テロワールやっているのは、たしか養豚を核にした商工連携した形でのハムにしたりとか、そういった取組が成功しつつあるというふうに聞いておりますけれども、七、八年前に出て以降、なかなかこれは言葉としてははやったりして、そういう取組をすればいいんじゃないかということはあったんですけども、なかなか実現してこなかった経過があると私は認識しています。

なので、内容としては非常にいいと思います。耕畜連携当然必要ですし、食料、今、国が出しているみどりの食料戦略におきましても、化成肥料を減らせとか、そういった中では、当然堆肥を利用するとか、そういうことになってきますので、それを循環する仕組みづくりは確かに必要だと思っ

ていますので、提案内容としてはまとまってきているかなと思います。

ただ、ちょっとそのスマート・テロワール構想という言葉を使う方がいいのかなというふうに私はちょっと考えますので、この辺の項目の表題としては、少し考えていただいたほうがいいのかなというふうに思いました。以上です。

議長 ありがとうございます。
ほか。
じゃ、上條委員。

上條農業委員 3番について、若干もうちょっと加えてほしいことを意見を申し上げたいと思います。

板花さんにお話ししたとおりの市町村のこのいろいろな数字を出していただいた点、よかったなというふうに思います。

これを市長が受けたときに、どういう反応をするかというのは、ちょっと心配しております、もう一步踏み込んで、松本市の農業委員会として数字の提示、この辺を目標にしてもらいたいという数字、例えば長野市が3.6%、隣の安曇野市が2.3%、足すと約6%になりますけれども、それを2で割って3%とか、この1.5を2.6にするくらいの考え方をされると困るんだよね。具体性を持って数字を、例えば2.5に基本にする予算編成をお願いすると。そうすると、今までの限られた中で考えていると、国から来るお金だけ頼りにしちゃって、自前の何か政策が出てこないんだね。ただ、今年、来年度に向けて、今からいろいろな要望調査珍しく入っていて、何にどのような要望があるかという市からの要望が来ているだよね。

じゃ、松本市の予算このように組みますから、皆さん方の要望はどうですかねというふうに結びつけていかないと、この数字は1.4のまんまで止まっちゃうような感じがする。2.何%の予算をもって松本市独自の政策を抱えますというようにしてもらおうと、実際農家がそれに対してこういうような形での予算を政策として、お題目と予算を組んでほしいというふうになってきやしないかなと思いますので、ぜひとも2.5ぐらいに数字を上げるように、1%上げるように、具体的な数字を持って行ってほしいなというふうに思います。

以上です。

議長 ほかに。
じゃ、中川さん。

中川農業委員 2年ぶりの意見書ということで、満を持してというような内容になっておるようで、農業振興委員会のほうで本当に一生懸命練り上げたというところが何か伝わってきます。農業振興委員会の皆さんに敬意を表する次第です。

2つだけ。

まず、ちょっとこの3番目のところで今、お話がありましたけれども、構成比、松本市は1.4%ってありますよね。私もこれが多いのか少ないのかって全然分からなかったんですけれども、ちょっと違うところで半年ぐらい前に、構成比、どうなっているかと言ったら、四、五年前ですけれども、四、五年前と令和4年までの比較、ちょっと数字を私なりに拾ってみたんですが、農林業予算額というのは、恐らくほとんど変わってないんですよ、恐らく。だけれども、一般行政経費というのは、いわゆる予算は1割とか1割5歩とか上がっているはずなんですよ。だけれども、農林業予算は同額のままということで、たしか四、五年前はこれ、1.8%ぐらいあったというような記憶があるんですよ。額は同じなんだけれども、構成比として1.8%から1.4%になっている。つまり、相対的に減っているという実情はこれ、数字としてあるんですよ。だから、もっとはっきり言ってもいいんじゃないかなという、そういうところが1つあります。提示する数字、もうちょっと細かく出しちゃってもいいのかなという気はします。

それと、1番目のこのスマート・テロワール構想、これもちょっとよく読ませていただいたんですけれども、すごくいいなと思いました。

特に、この新しい発想とか新しい価値観とか、こんな言葉が入っています。こういう言葉を聞いて、喜ぶ人と喜ばない人と2通りに分けられると思うんですけれども、市長さんは非常に何かいいんじゃないか。喜ばれる方に属すると私は思うんですが、要はこういうのを考えてくれということなんですけれども、まず、だから市長さんをやる気にさせんと、ああ、いいね、いいねというふうなこと、ここが大事だと思うんですが、ただ、事務方としてどうなるかといいますと、これ、例えばいろいろなね、消費とか生産とか加工とかいろいろな分野にまたがっているから、1つの部だけで完結する話じゃないんですよ。要は、縦割りのいろいろな組織の中の横ですよ。横をどうやってまとめていくかということで、じゃスマート・テロワール構想をどうやってやるの、誰がやるのというところ、その中心になってやる人が誰にするのというところですよ。そこのところをはっきりさせてくれというようなことで、「施策として落とし込むことができれば最良」とありますが、もう一つね、施策として取り入れていただいて、部署横断型の検討委員会みたいなものをつくってくれとか、誰がやるの、どこが中心となってやるのかを考えてくれというようなところまで落とし込むことができれば、もっといいのかな。

ちょっとうまくまとまりませんが、もう一步踏み込んで、誰がというところ、ご検討ください。

議長

ありがとうございました。

ほかに。

[質問、意見なし]

議長

よろしいですかね；

では、それぞれまたおっしゃったとおりだと思います。

それと、またそれぞれ皆さんから言っていた意見、振興委員会ははじめ、事務局とすり合わせして、政治的配慮と二の矢、三の矢、その辺の営みを、やった後でこれで終わるじゃなくてということも必要と思いますが、ありがとうございました。

また、それぞれの皆さんの意見反映されるよう、またそれぞれ営みをしていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、当日なんですけど、時間は限られていますが、具体的な内容についても、それぞれ皆さんから意見出していただいて、市長とコンタクト、また行政のそのポジションとコンタクトを取るという営みがありますので、ぜひそれに向けてのご協力もよろしくお願ひしたいと思います。

また、来月の総会で意見書が決定できるように、また引き続き成案作業を進めてまいりますので、ご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

では、次に協議事項イ、令和4年度全国農業新聞の普及推進についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

40ページ、41ページでお願いいたします。

ちょっと早めなんですけれども、今日推進委員さんも来ていただけるということで、このタイミングでということだと思っていましたから、毎年1回、農業新聞の普及推進というふうなことが組織活動でございまして、全国の統一普及強調月間は8月から11月及び11月から2月ということでございまして、またお願ひしたいということでございます。

長野県の農業会議の基本目標は、委員の100%購読でございまして。新聞をもし取っていない委員は、これを機にぜひ購読をまた再開していただきたい。やはり農業委員会の機関紙でありますので、組織の動きを知るためにも、自ら購読をお願ひしたいということでございます。

4番目、目標部数及び普及部数ですが、こちら、県が示す本市の目標なんですけれども、97部もう少し普及してほしいということでございますので、1人当たり2部ということで、それを目標にお願ひしたいということでございます。

本日、お席のほうにトートバッグをご用意しております。こちらのバッグの中には、いろいろなチラシですとか、もちろん新聞の申込書も入っておりますし、あと推進に使う様々なグッズが入っております。タオル、軍手、それからジップロックとか、いろいろなものが入っておりますので、それぞれご自由にお使いいただいて、その使い方はお任せしますので、もう委員の考え方で有効に使っていただければと思います。

ですので、1人1袋お持ちかえりをいただきたいということでございます。余ったものは、別に事務局に返す必要はございませんので、推進にご活用

ください。

あと、もし可能であればですが、本当は推進委員さん皆さん来ていただけるかなと思ったんですが、蓋を開けてみたら、意外と少なかったという中で、もし可能であれば、休んでいる委員の分もお届けいただけるとありがたいかなというふうに思います。それは無理には申しませんが、お願いしたいと思います。

あと、申込書ですが、2部が目標だと。目標は2部なんですけど、2部届かないことも当然あると思うんですが、とにかく申込書、そこに下から6行目ぐらいのところですかね、10月28日金曜日と書いてありますけれども、考えてみたら、10月は31日が総会の日ですので、31日の月曜日で結構ですので、31日の月曜日ということをお願いしたいと思います。

中に申込書入っていますけれども、基本的には銀行の口座を登録していただいて、そこから月々700円なんですけど、毎月700円なんですけど、その口座から引き落とすというのが原則ですが、もし委員の中で、委員の購読分の中で、ご自身の報酬から天引きを希望される場合は、委員分ですけれども、銀行の口座のところは空白にして、欄外に報酬からの天引き希望とかって欄外のところを書いていただければ、こちらで判断できますので、そういう方法もできます。ということでお願いします。

あと、印鑑つくところがありますけれども、口座の印鑑をついていただくと。金融機関への届出印をついていただくということで、そこはご注意をいただきたいということでございます。

ですので、10月の総会までに、目標ですけれども、2部推進していただいて、申込書をお出しいただければなというお願いでございまして。

普及資材については、ご自由にお使いいただいて結構だと、こういうお願いでございまして、何分よろしく願いいたします。

以上でございまして。

議長 ありがとうございます。
何かこれについてありますか。

[質問、意見なし]

議長 じゃ、すみません、それぞれ推進委員の皆様も含めまして、これに賛同いただける方は挙手をお願いしたいと思います。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。
次に、報告事項の主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。
事務局から説明をお願いいたします。

板花局長補佐 それでは、47ページ、48ページですが、47ページはご覧のとおりで
ございますので、ご確認ください。

48ページですが、9月22日ですが、農地転用現地調査ということで、
今度河野委員さん、それから中條委員さんということでお願いしたいと思
いますので、また打合せについてよろしくお願ひいたします。

あとはご覧いただければ結構でございます。

以上でございます。

議 長 よろしくお願ひします。

以上で報告事項は終了いたしました。

続きまして、その他の項目に入ります。

最初に、情報提供をお願ひします。

板花局長補佐 松本農業農村支援センターの戸谷補佐、本日欠席ですので、配り物につ
いてはご覧いただければということでございます。

秋の農作業安全運動月間、9月1日から9月30日までということですが、
4年度にもう既に県内7件の死亡事故があるということで、ご注意いただ
きたいということですので、お願ひいたします。

以上でございます。

議 長 それでは、事務局から連絡事項をお願ひします。

板花局長補佐 それからですね、あと先ほど新聞の関係で、お手元にお渡ししたバッグの
ほかに、もし地区でお持ち帰りいただけるんだったら、一番奥のほうに河
野委員の裏のほうにありますので、もしお持ち帰りいただけるんだったら、
推進委員につないでいただくと大変ありがたいかなということでお願ひ
をいたします。

あとは通り一辺倒の話ですので、農地法の原本書類はまた机の上に置いて
おいてお帰りいただきたいということでございます。

これからまた午後の部もありまして、またこれから昼食等なりますが、午
前中でお帰りいただくような委員さんもいますので、また気をつけてお帰
りいただければと思います。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

その他全体を通じまして皆さんのほうから何か。

じゃ、二村委員。

二村農業委員 本当に時間のないところ、本当に申し訳ないです。

今日これから私、会議があって、そこでちょっと聞いてくるように言われ
ているんで、本当すみません、お願ひします。

実は、先日の農地パトロールがあったので、そこでパトロールをして、とても荒れているところがあり、そこは身内から本人に草を刈ってくれるようにということでお願いもずっとやっているところで、見て、やっぱり駄目だということで、今回、荒れているということで提出はいたしました。

そうしたら、そここのところに猿がもういっぱい来て、本当山つきのところなんです。そこから猿が出る。また、イノシシが出ちゃって、その周り水田があって、もう水田にイノシシが入ったら、もうそこでもう稲食べられなくなっちゃうので、自分たちで刈らしてもらえたら刈らしてもらいたいから、それを何とかできないか聞いてきてもらいたいという、そういう話なんですよ。

もう今日明日に刈らないと、イノシシがもう本当にそこまで来ていて、荒れているその田んぼというか、そこから入ってしまうんですね。それなので、もう緊急を要するって、そういう場合はどのようにこれ、やっていけばいいか、ちょっと教えていただきたいと思うんですが。

議長 どう。
板花補佐。

板花局長補佐 まず、作っている方が自ら自分の作っている稲を刈るということですか。

二村農業委員 稲は守りたいので、すごい草が荒れていて、そこを今までお願いしても刈ってもらえなくて、なので農業委員会のほうから大至急そこに言ってもらいたいということだと思うんですね、そのこの本人の、農業委員会から。すぐ刈ってもらわないと、もうそこからもうイノシシがそこへ来ているから、今作っている水田に、稲ですよ。まだ刈れないので、そこに入られたら、もうイノシシが入ると、私もよく分からないですけども、食べられないんですかね、稲って。臭くて。

議長 臭いがついちゃう。

二村農業委員 そうなんです。それが困るから、もう本当にすぐ何とかできないかという、そういう話なんですよ。

大澤推進委員 近所の方と一緒に刈ることはできないんですか。

二村農業委員 刈ることはできるんですけども、ただ、その人に、ちょっと何かいろいろあって、直接はもうもちろん言えない状態になっているみたいで、なので何かで刈っていいということになれば、もう今日でも刈りたいという、そういう話なんです。

議長 それ、コンタクトは取れる、その……

- 二村農業委員　　今まで取ったみたいなんですけれども、その人が言うことを聞かなくて、もう全然やってくれない……
- 議　　長　　うん。だで、そこは行政が中に入って刈ってくれという、そういう苦情があるから、早急に対応してくれという、その働きかけはできるかどうか。
- 二村農業委員　　そうなんです。そこです。そうです、そうです。
- 田中事務員　　こちらでも苦情を伝えることはできるんですが、やっぱり今日明日というのはかなり難しいと思います。どうしても電話番号の把握もしていませんし、郵送で通常しているものですから、その辺だけはご了承いただければ、通知は出しますけれども、現状を見ないで通知も出せないの……、いいですか。じゃ、通知は、じゃ見ないで出しますが……
- 久保農業委員　　二村さんね、大分前に長崎推進委員からそういう話があったよね。私はもう勝手にやるよと。だから、法的な問題は、もう事務局だから、そんなものは放っておいて、自分たちでやるしかないんです。限界があったら、法的にどうするかという話で、それはもうその話でやるしかないよ。だって、自分を守るためには。
- 二村農業委員　　みんな自分の食べるお米を守りたいって、だだそれだけの話……
- 久保農業委員　　だで、ここで決めるわけにいかないから、自分でやるというように言うしかないよ、みんなで。
- 議　　長　　だから、できることはやってもらいますで、見てもらって、その現状を農業委員がもう把握していれば、もうそれで電話をかけるなり、すぐそれで今日にでも明日にでも、困っているから何とかしてくださいというコンタクトは取れるんじゃないですか。
- 久保農業委員　　いや、だから二村さん、やるさ、みんなで。苦情が来るから。苦情が。
- 議　　長　　それと同時に、今、久保さんがおっしゃったような具体的な方法は方法論として、農業委員会は委員会としてできることをすぐやるということ……
- 久保農業委員　　苦情が来たら、それ、対応しなきゃいかん。出るところへ出るかってやればいいじゃん。いやいや、極論だけれども、ここで決めるわけにいかないから。
- 議　　長　　だで、もうその後具体的にちょっと話をしてください。番地とその内容とコンタクトの方法を。こちらもそういう対応を取れますので、文書と電話と働きかけ、周りの近所の人ができないなら、やはり行政なり何なりが、

組織が間に入って、その働きかけはしなきゃいけないと思いますので、そこはもうやっていきますので。あとは、久保さんがおっしゃったことを片方の耳で聞いてもらって対応を取る。

ほかに何かありますか。

[質問、意見なし]

議長 長い間議事に協力していただき、ありがとうございます。
これをもちまして議事終了します。ありがとうございました。

13 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 _____ 田 中 悦 郎

議事録署名人 1 番 _____ 小 林 康 基

議事録署名人 2 番 _____ 中 條 幸 雄